

平成28年度における子育て支援事業について

1. 多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減【資料1】

2. 利用者支援事業【資料2】

3. 病児保育事業【資料3】

- ・ 輪島病院における病児保育事業
- ・ 病児保育事業低所得者助成事業

4. 放課後児童クラブ【資料4】

- ・ まちの児童クラブの移転
- ・ 放課後児童クラブにおける利用者負担軽減事業

5. その他【資料5】

- ・ こどもの医療費助成事業
- ・ 保育所等ICT化推進事業
- ・ 三世代ファミリー同居・近居促進事業
- ・ 能登ノットアローン

【多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減】

【平成 28 年度 国における保育料負担の軽減について】

◇多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減（幼児教育の段階的無償化を含む）

- ・ 年収約 360 万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化する。
- ・ 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第 1 子の保育料を半額、第 2 子以降の保育料を無償化する。

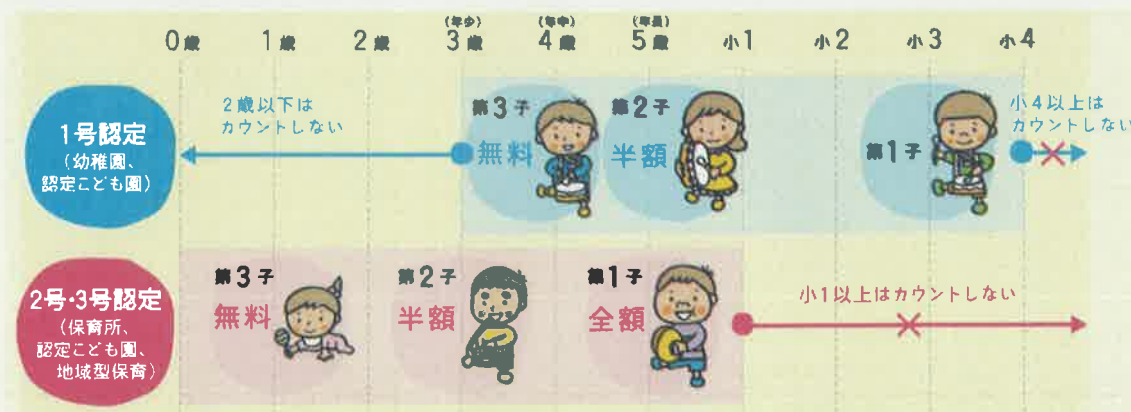


【本市の保育料改正】

本市では、国の改正を受け、平成 28 年 4 月から多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図るため、保育料の改正を実施しました。

【保育料改正① 多子世帯への軽減】

これまで、上のお子さんの年齢によって多子世帯軽減の対象となったり、対象とならなかつたりしていましたが、平成 28 年 4 月からは、**保護者と生計を一にする場合は上のお子さんの年齢に関係なく、「第 2 子は半額」、「第 3 子以降は無料」となります。**



《平成 28 年 4 月から》



「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居は問わない。

【 保育料改正② ひとり親世帯等への軽減 】

入所児童の属する世帯が「母子世帯等」・「在宅障がい児(者)のいる世帯」で、世帯の市民税所得割合算額 77,101 円未満（4 B 階層の一部）に認定された場合は、**保護者と生計を一にする場合は上のお子さんの年齢に関係なく、「第1子は半額」、「第2子以降は無料」となります。**

《平成 28 年 4 月から》



【 保育料改正③ 多子世帯への軽減（第2子の無料化） 】

次の世帯については、平成 28 年 11 月から「第2子の保育料が無料」となります。

《平成 28 年 11 月から》

〈多子世帯への軽減（第2子の無料化）の対象者〉

《1号認定子ども》

- ・世帯の市民税所得割合算額 77,101円未満（4 B 階層の一部）

《2・3号認定子ども》

- ・世帯の市民税所得割合算額 57,700円未満（4 A 階層の一部）

【 保育料改正④ 途中入退所の日割り計算の導入 】

保護者のあらゆる入退所のニーズに合わせた保育料とするため、月途中の入退所における保育料については、利用期間に応じた日割り計算をして保育料を算定します。

《平成 28 年 4 月から》

《1号認定の場合》

- ・保育料(月額) × 開設日数(ただし、20日を超える場合は20日) / 20日

《2・3号認定の場合》

- ・保育料(月額) × 開設日数(ただし、25日を超える場合は25日) / 25日

※計算の結果、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

【利用者支援事業】

子育てに関することなら、どなたでも気軽に相談できます。

- 子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が相談などを受け付けます。
- 子育て支援などの関係機関とのネットワークを構築し、地域の課題に応じて、子育て資源の開発を行います。



【平成 28 年度の取り組み】

平成 28 年 4 月から、地域子育て支援拠点である「輪島市子育て支援センター」に利用者支援専門員を配置し、利用者支援事業を実施しています。

【輪島病院における病児保育事業】

【平成 28 年度の取り組み】

市立輪島病院に病児保育室を整備して、平成 28 年 5 月から病児保育・病後児保育とも対応できるようにし、子育て世代の共働きなどの親が安心して働くことができる環境を整備しました。

【病児保育とは】

児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、児童を病院の専用の保育室で一時的に保育すること。

【病後児保育とは】

児童が病気の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な期間において、児童を病院の専用の保育室で一時的に保育すること。

【利用対象児童】

- (1) 市内に住所を有する生後 2 ヶ月から小学校 6 年生までの児童
- (2) 病気又は病気の回復期であって、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難である児童
- (3) 市内に住所を有する保護者が就労、傷病等のやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童

【利用時間】

- ・ 利用日：月～金曜日（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）
- ・ 基本保育時間：午前 7 時 30 分～午後 6 時 00 分

【利用料】

- ・ 1 日あたり 2,500 円（昼食、おやつ代込み）

【実施場所と利用定員】

	病児保育	病後児保育
実施場所	市立輪島病院(3 階) 病児保育室 	市立輪島病院 院内保育所『ひまわり』 病後児保育室 
利用定員	3 人	2 人

【病児・病後児保育事業低所得者助成事業】

【平成 28 年度の取り組み】

平成 28 年 4 月から、低所得者世帯の経済的な軽減を図ることを目的として、本市が実施する病児・病後児保育事業における利用者負担の助成を実施しています。

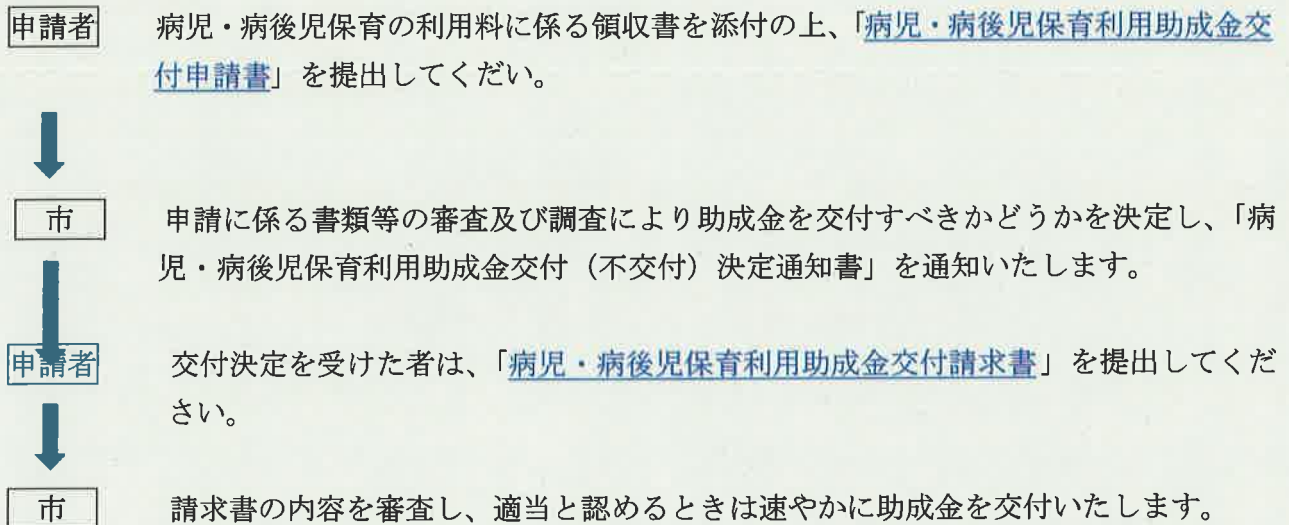
【助成対象者・助成金額】

- | | |
|----------------|--------|
| ・生活保護世帯に属する者 | 利用料の全額 |
| ・市民税非課税世帯に属する者 | 利用料の半額 |

【申請に必要なもの】

- ・病児・病後児保育の利用料に係る領収書
- ・印鑑

【助成までの流れ】



【まちの児童クラブの移転】

【現状と問題点】

まちの児童クラブは、現在、実施場所を町野児童福祉総合会館(町野福祉会本部)の2階として、町野福祉会が運営しています。しかしながら、実施場所が町野小学校から約1km離れていること、また建物が昭和48年建築のため老朽していることから、実施主体である町野福祉会から移転の要望がある。

また、保護者からもより近い実施場所への移転の声がある。

【平成28年度の取り組み】

町野小学校内のランチルームの一部を改修し、平成28年9月からまちの児童クラブが移転しました。



【放課後児童クラブ利用料多子世帯（同時入所）への軽減】

《目的》

子ども・子育て支援制度により、平成27年度から放課後児童クラブの拡充として小学校3年生から6年生までが対象となりました。受け入れ年齢が拡大したことにより、多子世帯では同時入所している場合の利用料の負担が大きくなるため、放課後児童クラブ利用に係る経済的負担を軽減することで、児童の健全な育成を図るとともに、子育て世帯の経済的支援を行う。

また、ひとり親家庭の父又母の放課後児童クラブ利用に係る経済的負担を軽減することで、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の父又は母の就業・自立を促進することを目的とする。

《軽減対象者》

- ①放課後児童クラブに児童が2人以上同時入所している多子世帯の保護者
- ②ひとり親家庭の父・母（所得制限有り）
- ③生活保護世帯の保護者

※ひとり親家庭で所得制限を超えている方は、放課後児童クラブに児童が2人以上同時入所している場合多子世帯の軽減対象となります。

《申請方法》

「輪島市放課後児童クラブ利用者負担軽減対象認定申請書」に必要事項を記入してお子さんの入所する放課後児童クラブ若しくは市役所福祉課に提出してください。

《軽減されるには》

審査後、軽減対象に認定されましたら認定通知書を発行します。それを放課後児童クラブに提示すれば利用料の軽減を受けることができます。

《放課後児童クラブ月額利用料》

	多子世帯	ひとり親家庭	生活保護世帯
入所1人目	6,000円 (8月は8,000円)	3,000円 (8月は5,000円)	無料
入所2人目	3,000円 (8月は4,000円)	無料	無料
入所3人目以降	無料	無料	無料

【こどもの医療費助成事業】

【平成28年度の取り組み】

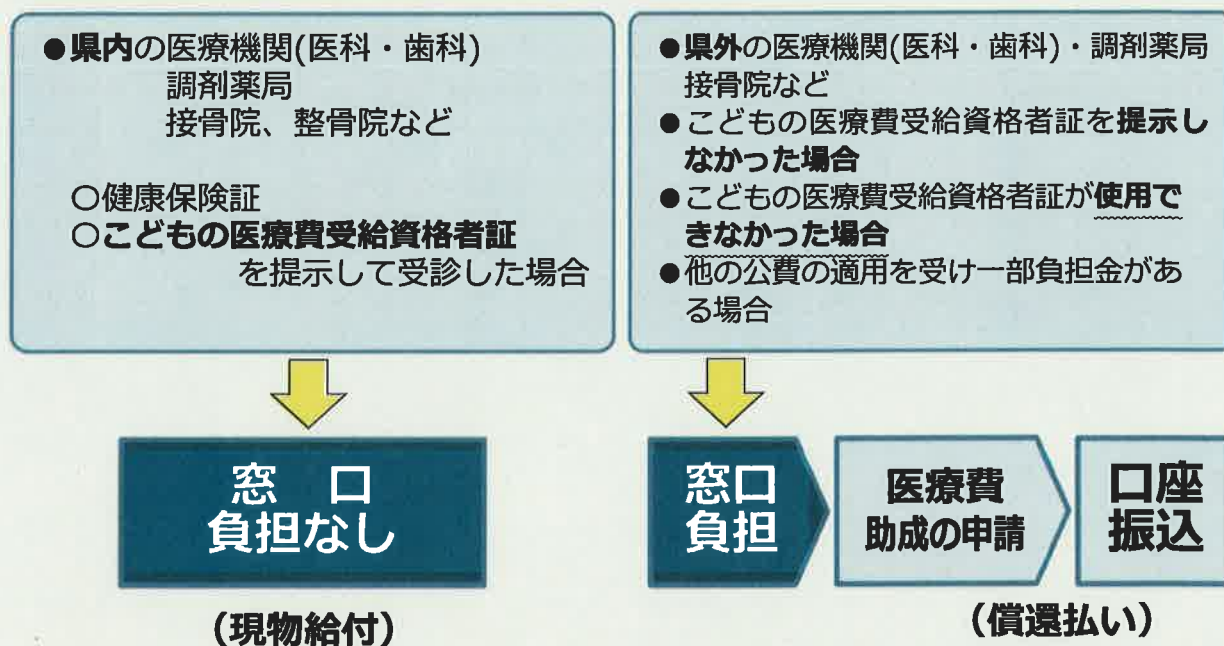
こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする本事業について、平成28年10月から助成対象を「15歳まで」から「18歳まで」に拡大しました。

【事業概要】

平成28年10月診療分から

助成対象を「15歳まで」から「18歳まで」に拡大。

※こどもおよび保護者が市内に住所を有する方が対象となります。



【これまでの経緯】

- 平成26年11月 市内において現物給付を実施。
助成対象：15歳まで 自己負担：「月額1,000円」から「自己負担なし」。
- 平成28年1月 現物給付の範囲を「市内」から「県内」に拡大。
- 平成28年10月 助成対象を「15歳まで」から「18歳まで」に拡大。

【保育所等 ICT 化推進事業】

【平成 28 年度の取り組み】

保育所等における保育士の業務負担の軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT 化推進のための保育システムの購入に必要な費用について補助を行うものであり、本市では、民間事業者からの要望により実施しました。

《補助の内容》

- ①保育業務支援システムの導入経費
- ②事故予防等のためのビデオカメラ設置経費

《事業者・施設》

- ・(学) 和光学園 和光幼稚園・あいこう園
- ・(学) 石川カトリック学園 認定こども園 海の星幼稚園

【三世代ファミリー同居・近居促進事業】

【平成 28 年度の取り組み】

子育て家庭の精神的不安を解消するとともに、子どもの急病時などに特に共働きの親が、祖父母世代から直接サポートを受けられるような子育て環境を拡大させるため、三世代が同居または近居を始めるため住宅の新築・購入・増築・改築・改修の費用の一部を助成する「三世代ファミリー同居・近居促進事業」を平成 28 年 4 月から実施しています。

【事業概要】

《申請者》

- ・住宅を新築・購入・増築・改築・改修し、かつ住民票を異動し、新たに三世代同居又は近居を始めた者
- ・市税を滞納していない者

《交付対象住宅》

- ・4 月以降に新築、購入、増築、改築、改修の契約をした住宅

《補助対象費用》

- (1) 三世代同居又は近居を始めるための住宅の新築又は購入に要する費用
- (2) 三世代同居を始めるための住宅の増築、改築、改修に要する費用

《補助金の額》

- ・住宅の新築・購入・増築・改築・改修の場合 30 万円
- ・市外からの転入者に対して 20 万円加算

【子育て応援アプリ「のとノットアローン」】

本市の母親グループ（みらい子育てネット輪島）と金沢市などのエンジニアらが、能登地区での子育てを支援するアプリを開発しました。このアプリには、児童館や子育て支援センターなどのイベント情報や保育所などのマップ、子育ての相談など、ママ目線で集められた子育て情報が掲載されています。また、本市含む能登地区の自治体や社会福祉協議会が、このアプリの充実のため情報を提供しています。

ご協力をお願い

子育て応援webアプリを作ろう

'のと' で困っているママに
'いしかわ' のパパが協力して
生まれたばかりのweb アプリ
'のと' のイベント情報あれこれ
子どもと一緒に遊ぶ・食べるところ
子育てについての相談先
ママの目線で集めました。
H28年4月開始を目標に制作中です。
ぜひご協力ください。



■ ノットアローン



<http://noto.not-alone.jp>



お問い合わせ連絡先:
「プロジェクトNNA!」

Facebook

<https://www.facebook.com/projectNNA/>

☎ 090-5688-5570 (みらい子育てネット輪島)